

取扱区分：公開

令和2年第1回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和2年1月24日（金）

〔場 所〕 304・305会議室

令和2年第1回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和2年第1回蓮田市農業委員会総会を蓮田市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和2年1月24日（金） 午後3時00分
- 2 閉会日時 令和2年1月24日（金） 午後4時15分
- 3 出席委員（11人） ※番号は議席番号

1番 野口 勇	4番 萩原 和夫	5番 竹内 昭一
7番 吉岡 政広	8番 杉崎 國昭	9番 高橋 建一
10番 寺田 進	11番 竹内 幸男	12番 岩崎 久
13番 篠崎 邦明	14番 齋藤 博司	
- 4 欠席農業委員（3人）

2番 門井 隆	3番 齋藤 重信	6番 原田 順一
---------	----------	----------
- 5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）石井 正孝	（黒浜）澁谷 秀男
（黒浜）山本 寿一	（蓮田）常見 淳	（蓮田）山口 恵司
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一部不許可について
 - 報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
 - 報告 2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
 - 報告 3 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（2人）

事務局長	柴田 賢次
事務局主任	茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和2年第1回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

令和元年12月25日に開催いたしました、平成31年第12回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃるかと思います。この場で修正をして署名をいただき議事録とさせていただきます。委員の皆様に向いますが、修正の箇所はありますでしょうか。

— 議事録の確認 —

（議長）

それでは、私の署名に続きまして、●●●●、●●●●にご署名をいただきます。よろしくお願いを申しあげます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。●●●●、●●●●、●●●●より、欠席の旨の報告がございました。

従いまして、出席委員は14名中11名で、総会に必要な定数に達しておりますので本日の総会は成立をいたします。また推進委員さんに欠席者はなく、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出議案は事前に配布いたしました資料のとおりでございます。農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から議案第2号までとなります。報告案件は、報告1から報告3となります。

初めに、2ページの議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をよろしくお願いをいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号の番号1、番号2につきましては関連がございます。担当地区委員の方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

場所は、国道122号を●●方面から下っていただきまして、約●●m行った右側になります。そこは●●●●さんが今現在も土砂置場として使っておりまして、その南側の土地に当たります。

地権者さんに21日にお会いいたしました。昨年の秋に、業務拡張のためにこの土地を使いたいという意向がございまして、今回の申請に至りました。

現地を確認したところ、野菜等を一部作っております。草は生えておりますけれども、事前着工等はございませんでした。土地の方を見ていただきたいと思いますが、バイパス側が●●さんの土地でありまして、その他は●●さんの土地になります。

補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の方で何かございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

この案件に関しては、所有権と賃借権で分かれておりましたので、番号を分けさせていただきました。事業は一体で行います。こちらにつきましては、補足説明資料に書いてあるとおりでございます。

こちらは市街化調整区域でございまして、申請理由を申し上げますと、申請人は●●●●に本社を置き、●●●●に営業所のある土木工事請負業、産業廃棄物処理運搬業を営む会社でございまして。申請地の隣接する●●●●19筆につきましては、●●●●㎡あるのですが、こちらにつきましては、平成19年11月19日、平成24年11月21日、平成28年2月14日に農地転用の許可を取り、資材置場を設置しております。近年、蓮田市周辺に顧客が増え、販売量も多くなったということで、業務拡大する必要が生じました。

今般、資材置場を拡張するために土地所有者等との交渉した結果、土地を交換して申請地を譲り受けることが出来たので、申請に及んだものでございます。

番号2につきましては、こちらは賃借で、申請理由は同じなのですが、●●●●さんとの賃借ができたということで、事業に着手したいということでございます。

資金計画ですけれども、事務局の方で確認しております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は発生いたしません。雨水は、敷地内浸透処理をするということでございます。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可(開発行為)の申請は不

要でございます。

1月9日に現場確認をしましたが、農地法等の違反及び事前着工はございませんでした。

(議長)

議案第1号の番号1、2については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第1号の番号1、番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1、番号2については承認をすることにいたします。

次に、議案第1号の番号3、番号4について、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所は、市役所を出まして、東北自動車道の手前の道を右折しまして、2つめの信号を右折します。●●の方へ向かいまして、●●●のすぐ手前の左側の●●●か●●●の畑が申請地となります。

譲受人とお会いしました。●●さんは●●●と●●●のケアサービスを経営しております。その方たちに公園で遊んでいただきたいという思いを持った方です。一般の方にも公園に来て遊んでもらいたいというようなことを仰っていました。ここは河川敷なので、建物等はできないようです。

補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の方で何かございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

こちらにつきましては、農用振興地域外でございまして調整区域でございます。こちらの区域につきましては、河川区域という網がかかっている区域でございまして、建築物・構造物というものはできません。全くできないというわけではありませんが、それを作るためには●●の県土整備事務所の許可が必要となる土地でございます。

申請地の概要は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで第

2種農地と判断させていただきました。

申請の目的でございますが、公園の敷地ということで、全部芝生広場にするということでの申請になっております。

8ページ9ページ見ていただくとわかりますが、今回申請の農地が、分かれているように見えますが、間に●●という土地があるのですが、こちらの方も今回の事業の区域に入ってしまう。●●の地目が原野ということですので、農地転用の許可が必要ございませんので、ここだけ色塗りはされておられません。

申請の理由ですが、●●、●●において街づくりに取り組んでいる個人や民間諸団体グループの活動を支援し、魅力ある自然環境を整備して地域活性化を図るとしており、その目的を達成するための事業として休耕田の活性化及び自然環境整備支援事業を行うということでございます。

今般、当該土地所有者等との交渉した結果、申請地を譲り受けることが出来たので、申請に及んだものでございます。元荒川河川区域内の原野及び農地の一団の土地を●●●が買収又は、賃借して公園整備を行い、その後の維持管理も行うということでございます。

買収地が●●●●㎡、借地農地が●●●●㎡、買収原野●●●㎡で合計が●●●●㎡でございます。

資金計画・調達計画につきましては、事務局にて確認しております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は発生しません。雨水は宅地内浸透処理でございます。

その他といたしまして、都市計画法第29条の規定に基づく許可(開発行為)の申請は不要でございます。

1月9日に現場確認をしましたが、農地法等の違反及び事前着工はございませんでした。

(議長)

議案第1号の番号3、番号4については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第1号の番号3、番号4について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号3、番号4については承認をすることにいたします。

次に、議案第1号の番号5につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所は、国道122号を下って行きますと、●●の交差点を右折いたします。県道上尾・久喜線に入りまして、●●mほど行きますと、●●●●がございます。ここの路地を左に入って行きますと、●●mくらいにある土地です。

この土地ですが、去年の農地パトロールの際は雑草が鬱そうと生い茂っておりました。23日に現地確認に行ったところ、きれいに雑草等が刈り払われており、整地されてきれいな更地になっておりました。ただ、何本か太い雑木が抜けないで置いてあったのがありました。事前着工等はございませんでした。

補足等がありましたら、事務局からお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の方で何かございますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

申請地の概要は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でございます。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ということで第2種農地と判断させていただきました。

申請の目的は駐車場でございます。

申請理由につきまして、申請人は、●●●●に本社を構え、運送業及び倉庫業を主とする法人でございます。現在、●●●●において同社の物流センターを有しており、そこで働く従業員及びパートは約250名、このうち約55名が車通勤をしているということでございます。現在●●●●の物流センターには従業員12名分しか確保できていませんで、残りの43台の内26台は●●●●に2ヶ所賃借していて、駐車場から同社マイクロバスで送迎をしているという状況でございます。残りの15台につきましては、同物流センター近辺に社員の自己責任で駐車をしているということでございます。現状の43台分の駐車場不足を解消するべく、今回の申請に至ったものでございます。

資金計画・調達計画につきましては、事務局の方で確認をしております。

排水処理につきましては、汚水・雑排水は発生いたしません。雨水は、敷地内浸透処理ということでございます。

その他といたしまして、1月9日時点では、適切な管理がされていなかったため、是正を促しました。

1月21日に再度現地を確認したところ、是正が完了していることを確認いたしました。

(議長)

議案第1号の番号5については、ただ今担当地区委員の説明および事務局の補足説明のとおりでございます。説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

異議なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第1号の番号5について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号5については承認をすることにいたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の一部不許可について」でございます。議案第2号番号1について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

こちらの案件につきましては、11月の農業委員会の総会で許可になったものの一部に、農地法違反の土地が1筆混じっておりました。その1筆だけを今回、取り消しにするという内容でございます。

●●●●、地目が畑、●●●m²。こちらに農地法の違反があったことが判明いたしましたので、これを取り消します。お手元の資料をご覧ください。こちらが12月23日に法務局から、農地の転用事実に関する照会書というものが届きました。正確には23日の日付では出されていますが、受け取ったのが24日です。前回の農業委員会総会の前日にこちらの書類が届きました。内容を見ますと、●●●●、地目畑、●●●m²。変更後の地目が宅地、地目変更の日付が昭和59年年月日不詳ということで、建物の表示登記があがったのですが、農業委員会でこちらの地番について、農地転用の許可をしたかどうかの照会がありました。それに対してまだ回答はしていませんが、今日の総会が終わってから回答する予定です。

右側のページの●●●●という地番が地図の方で見えると思いますが、そこを建物の形が四角く、その下の2筆と一緒に縁取りされているのがわかるでしょうか。それが建物の形です。その建物が●●●●の土地にのっているというふうになっていますが、これで本当にいいのかという照会です。

建築指導課等から資料を集めた結果、判明したことは、昭和59年にできた建てたものは、その時の建築確認の申請によると、●●●●の今回の農地ではない3筆の宅地のところに建物を建てるということで、建築確認の申請はあがったのですが、実際建物を作った時には今回の農地のところまで越境して建物を作ってしまっていた、ということが判明いたしました。

よって、こちらの法務局の照会に対しては、農業委員会の方では農地転用の許可は出していないので、前回の11月に出した農地転用の許可も一部取り消しにして、なおかつ法務局にはこの農地については許可していませんと、それとともに、原状回復命令を出すというように進めていこうとしている状況でございます。

11月に現地確認したときに、どうして我々がわからなかったかということ、現場に杭がないので詳しく確認ができなかったからです。それらしい農地のスペースがあれば、そうなのだろうな、ということでは、判断することしかできないのが実情でございます。

(議 長)

何か他にありますか。それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第2号の番号1について一部不許可とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1については一部不許可として、変更後の内容で承認することにいたします。

それでは暫時休憩をいたします。

休憩

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。次に報告事項に入ります。報告1から報告3について、事務局より朗読と説明をよろしくお願い申し上げます。

— 報告1から報告3朗読 —

(議 長)

事務局の方で朗読いたしました報告1から報告3について質問等がある方は、挙手をお願いいたします。よろしいですか。特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(議 長)

よろしいでしょうか。

(議 長)

本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。